

中学生の医療費を助成します

中学生の医療費（保険診療分の自己負担額）は、11月分までの通院は半額（12月分以降は全額）、入院は全額を助成します。医療費を支払った後、払い戻しの申請をしてください。障害者医療、母子父子家庭等医療の受給者証をお持ちの方は、各医療での助成が適用されます。

申請方法: 領収証、子どもの健康保険証、保護者の通帳認印を市役所こども家庭課（東館2階 ☎51・2335）※通院のみ各窓口センターでも申請可



豊橋市中心身障害高校生奨学金・入学準備金を支給します

対象: 市内在住の身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者で、高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部（専攻科を含む）に在学または新規で入学する方 **支給額:** ①奨学金/月額10,000円、②入学準備金/17,500円（4月中に申請の新規入学者が対象） **その他:** ①は申請日の属する月分から支給され、奨学生としての有効期限は平成30年3月31日まで。所得制限あり **申請方法:** 4月3日～来年3月1日に直接、障害者手帳、在学証明書または入学証明書、本人の通帳、認印を市役所障害福祉課（東館1階 ☎51・2345 ☎56・5134）

ひとり親家庭などへ支給する児童扶養手当額が改定されます

平成29年4月分から物価の下降に伴い、手当額が減額（マイナス0.1%）になります。 **問い合わせ:** こども家庭課（☎51・2320）

■改定額の詳細（月額）

区分	平成29年3月分まで	平成29年4月分から
全部支給	42,330円	42,290円
一部支給	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円

後期高齢者医療制度 脳ドック等診査7割助成

市民病院（脳または肺）、成田記念病院（脳または心臓）、弥生病院・権田脳神経外科・福祉村病院（脳）で受診のいずれか1つの費用の7割を助成します。

受診期間: 6月～来年1月 **対象:** 4月1日現在、市内在住の愛知県後期高齢者医療被保険者で、前年度以前の保険料を完納の方（前年度助成を受けた方を除く） **定員:** 140人（抽選。結果は5月1日以降に郵送） **申し込み:** 4月14日（消印有効）までに、はがき、または封書で被保険者番号（8桁）、氏名（ふりがな）、生年月日、電話番号、住所を国保年金課（〒440-8501 住所不要 ☎51・2298）

福祉回数乗車券・福祉タクシー料金助成券を配布します

対象など: 下表 **その他:** 配布は4月3日(月)以降。5月1日(月)～10月31日(火)は各窓口センターでも配布 **申し込み:** 手帳と印鑑を市役所障害福祉課（東館1階/身体・知的障害者担当 ☎51・2345、精神障害者担当 ☎51・2312 ☎56・5134）

■福祉回数乗車券・福祉タクシー料金助成券

対象	券の種類	その他
市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している6～69歳の方（未就学児、今年70歳になる方、養護老人ホーム・特別養護老人ホームに入所している方を除く）	福祉回数乗車券（豊橋鉄道(株)の電車・バスの回数乗車券2,000円分）	福祉回数乗車券か福祉タクシー料金助成券のどちらかを選択
	福祉タクシー料金助成券（2,000円分）	
市内在住の身体障害者手帳（視覚・下肢・体幹・内部障害の1～3級）・療育手帳（A・B）・精神障害者保健福祉手帳（1・2級）所持者（自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除く）	福祉タクシー料金助成券（15,000円分）	車いす使用者用に2,400円分の介護サービス利用券も配布

暮らし情報

支援・医療

高齢者に電車などの乗車券を交付し、元気バスの購入を助成します

4月下旬に70歳以上の方（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所者を除く）へ電車・バス共用福祉回数乗車券、高齢者タクシー料金助成乗車券、元気バス購入助成の引換はがきを郵送します。引換・購入方法などの詳細は引換はがきを、元気バスは今号裏表紙をご覧ください。

問い合わせ: 長寿介護課（☎51・2337）、都市交通課（☎51・2620）

楽しむ・学ぶ

支援・医療

相談

募集

情報あれこれ



「母子健康手帳アプリ」を

ご活用ください

情報ピックアップ

4月1日(土)から妊娠・出産・育児期の家庭向けに「母子健康手帳アプリ」を使用した情報配信を開始します。アプリで身長・体重などのデータのグラフ化や写真付きで成長のようすを電子化することができます。また、妊娠週数や子どもの年齢に応じた、市から予防接種や健康診査などの情報を得ることができます。

利用料 無料※ダウンロードにかかる通信料は利用者負担 **登録方法** App StoreまたはGoogle Playからアプリをダウンロードし、「豊橋市」を登録 **問い合わせ** 母子健康手帳アプリについて/こども未来政策課（☎51・2325）、母子健康手帳について/こども保健課（☎39・9160）



「母子健康手帳アプリ」画面

相談

相談内容は秘密厳守します。気軽にご相談ください。☎予約制 ☎電話相談も可
※定員があるものや申し込みが必要なものがあります。詳細はお問い合わせください



相談内容	とき	ところ	問い合わせ
外国人母子保健相談・乳幼児の身体測定	4月17日(月)午前9時30分～11時	保健所・保健センター	こども保健課 ☎39・9160 ☎
児童精神科医による思春期精神保健相談	4月26日(水)午後1時30分～3時30分		健康増進課 ☎39・9145 ☎
精神科医による精神保健福祉相談	5月10日(水)午後1時30分～3時30分		
女性のための心理カウンセラーによる心の相談	4月12日・26日、5月10日の水曜日午後1時30分～3時40分	男女共同参画センター「パルモ」	男女共同参画センター ☎33・2822 ☎
キャリアカウンセラーによる女性の再就職に向けた相談	5月10日(水)午前9時30分・10時30分・11時30分		市民協働推進課 ☎51・2188 ☎
女性のための悩みごと電話相談	月～土曜日(第3月曜日を除く)午前9時～午後3時	—	女性相談室 ☎33・3098
農家(農事)相談	4月3日(月)・17日(月)午後1時30分～3時30分	市役所農業委員会室	農業委員会 ☎51・2950
司法書士による相続登記相談	4月10日・24日、5月8日の月曜日午後1時～4時(1組30分)	市役所安全生活課	安全生活課 ☎51・2304 ☎
中小事業者向け金融相談	4月10日(月)午後1時30分～4時30分	豊橋商工会議所	豊橋商工会議所 ☎53・7211
建築士による住宅・建築相談	①4月12日(水)②4月19日(水)③4月26日(水)午後1時30分～4時	①市役所東128会議室 ②③市役所東201会議室	住宅課 ☎51・2604 ☎
土地家屋調査士による住宅・建築相談	4月19日(水)午後1時30分～4時	市役所東201会議室	
家庭生活・学習・しつけなどの家庭児童相談	4月13日(木)・27日(木)午前10時～正午 月～金曜日午前10時～午後4時	こども未来館ここここ 市役所こども若者総合相談支援センター	家庭児童相談室 ☎54・7830
税理士・司法書士による相続税と登記・法律無料相談会	4月14日(金)午前10時～正午、午後1時～4時	市役所東122会議室	東海税理士会豊橋支部税務相談所 ☎55・0266
弁護士による法律相談	4月14日(金)、5月12日(金)午後1時～4時(1組30分)	つつじが丘地域福祉センター	豊橋市社会福祉協議会 ☎54・0294 ☎
	4月27日(水)午後1時～4時(1組30分)	大清水地域福祉センター	
	4月27日(水)午後2時～3時(1組20分)	愛知県東三河県民相談室	愛知県東三河県民相談室 ☎52・7337 ☎
	水曜日、第3金曜日午後1時～4時(1組30分)	市役所安全生活課	安全生活課 ☎51・2304 ☎
行政書士による書類作成相談	4月14日(金)午後1時～3時(1組30分)	市役所安全生活課	安全生活課 ☎51・2304 ☎
宅地建物取引士による不動産相談	4月17日(月)、5月1日(月)午後1時～4時(1組45分)		
不登校について考える親と教師の懇談会	4月28日(金)午後4時30分～6時30分	教育会館	教育会館 ☎33・2113
児童虐待・子育ての悩みなどの相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時15分	市役所こども若者総合相談支援センター	市役所こども若者総合相談支援センター ☎51・2327
人権相談		名古屋法務局豊橋支局	全国共通相談専用電話 ☎0570・003・110
生活上の悩み事などの市民相談	月～金曜日午前9時～午後4時30分	市役所安全生活課	安全生活課 ☎51・2300 ☎
債務整理などの多重債務相談		東三河消費生活総合センター	東三河消費生活総合センター ☎51・2305 ☎
消費生活相談	月～金曜日午前9時～午後4時30分	東三河消費生活総合センター	東三河消費生活総合センター ☎51・2305 ☎
	土・日曜日午前9時～午後4時	愛知県消費生活総合センター	愛知県消費生活総合センター ☎052・962・0999 ☎
警察安全相談	月～金曜日午前9時～午後5時	—	警察本部相談コーナープッシュホン ☎#9110
DV電話相談	月～土曜日(第3月曜日を除く)午前9時～午後3時		DV相談室 ☎33・9980
不登校・非行・ひきこもりなどの子ども・若者の相談	月～金曜日午前10時～午後5時	青少年センター	子ども・若者総合相談窓口 ☎29・8070
専門相談員によるDV面接相談	火・木曜日午前9時30分～午後3時30分	—	DV相談室 ☎33・9980 ☎
行政相談委員による行政相談	第1～4木曜日午後1時～3時	市役所安全生活課	安全生活課 ☎51・2304 ☎